■「困ったら一人で悩まず行政相談」

行政相談委員は地域住民の相談相手として、行政サービスに関する苦情・意見要望、行政の仕組みや手続きに関する問い合わせなどの相談を受け付け、相談者と関係行政機関等との間に立ち、問題解決が図られるよう働きかける活動をしています。
※相談は無料・秘密厳守ですのでお気軽にご相談ください。

●**定例相談日**　11月26日（木）
午後1時30分～3時30分

●**どこで**　中央公民館
2階会議室A

《行政相談委員》



大村奈保子さん
（☎85-2085）



田中恵治さん
（☎85-4120）

【問い合わせ】
総務省山形行政監視行政相談センター
☎023-632-3113
町民課くらし環境係
☎85-6131

■戸籍に氏名の振り仮名が記載されます

11月18日（水）以降、白鷹町に本籍がある人の戸籍に対して、昨年「戸籍に記載される振り仮名の通知書」でお知らせした振り仮名を順次記載します。
これにより、戸籍証明書（戸籍謄本など）や住民票の写しなどに氏名の振り仮名が記載されます。万が一これらの証明書に自身の認識と異なる振り仮名が記載されていた場合は、町民課戸籍年金係までご相談ください。
詳細は町ホームページをご覧ください。

【問い合わせ】
町民課戸籍年金係
☎85-6129

空き家解体補助事業のご案内

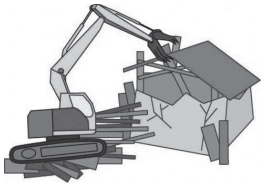

●**募集期間** ▶ 11月30日(月)まで
町ホームページにある様式を必要書類と合わせてご提出ください。
なお、今年度最終の募集となります。

●**補助対象の建物** ▶ ①、②のいずれか
①特定空家等に認定された建物
②道路や近隣住宅へ倒壊の恐れのある危険空き家等
※②については、住宅地区改良法に定める「住宅の不良度測定基準」に基づく評点と「隣地等への危険度判定基準」を基に専門家立会いの下、実際の建物外観を調査した上で判定させていただきます。

●**事業実施者**
▶ 所有者等（所有者または法定相続人等）に限ります。
▶ 所有者等が複数の場合は、代表者を選任して実施することができます（権利者の同意必須）。

●**補助対象経費** ▶ 建物解体費、廃材処分費、運搬料等

●**補助率** ▶ 2分の1（上限60万円）※町内業者が解体を行う場合は10万円を加算

●**留意点**
▶ 事前協議書（様式第1号）の提出は補助金の交付を確約するものではありません。
▶ 募集期間終了後に現地調査を行い、その結果により補助金の交付を内示します（12月上旬予定）。

※詳細は建設課都市・住宅係までお問い合わせください。
【提出先・問い合わせ】建設課都市・住宅係　☎87-0784

■要介護（要支援）認定を受けていらっしゃる方へ
税申告用認定書について

所得税および町県民税の年末調整や確定申告の際に提出する「障害者控除」および「特別障害者控除」用の認定書を交付します。認定書は、令和8年分の所得税、令和9年度分の住民税の申告にのみ使用できます。

●**対象**　昭和37年1月1日以前に生まれた方で、令和8年12月31日現在（令和8年中に亡くなられた方については亡くなられた日現在）要介護または要支援認定を受けており、障がい程度が一定以上の方。

※認定基準など、詳しいことは地域生活支援係へお問い合わせください（町ホームページにも掲載しています）。

※障害者手帳などで控除を受けられる方は、申請の必要がありません。

【申請・問い合わせ】健康福祉課地域生活支援係 ☎86－0213

■人権なんでも相談所を開設します

人権相談委員が、夫婦・家族間のいざこざ、高齢者・子どもの虐待、相続問題などのさまざまな問題について、皆さんからの相談に応じます。相談は無料で秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

※女性の場合は、女性相談委員が相談を受けることもできます。

●**いつ**　12月4日（金）午前9時30分から11時30分

●**どこで**　中央公民館会議室A・B



【問い合わせ】町民課くらし環境係 ☎85－6131

農地の無断転用は法律違反です

■農地転用とは

農地を農地以外の用途で使用することです。転用する場合は、原則として農地法の許可が必要です。

農地以外の用途とは…住宅や工場等の建物敷地、資材置場、建設残土捨場、駐車場など一時的な転用にも許可が必要です。

■許可を受けずに転用すると

違反転用となり、県や農業委員会からの是正指導があります。それらに従わない場合は、工事中止の勧告や原状回復等の命令、罰則が適用になる場合があります。

罰則…３年以下の懲役または300万円以下の罰金（法人は１億円以下の罰金）

■許可を受けるには

農地法第４条の許可（農地所有者と転用者が同一の場合）、または農地法第５条（農地所有者と転用者が異なる場合）の許可が必要となりますので、白鷹町農業委員会に農地転用許可申請書（山形県知事宛）を提出してください。申請書の様式は、山形県または白鷹町のホームページからダウンロードできます。

※転用しようとする農地が「地域計画」「農業振興地域整備計画」に位置付けられている場合は、先にそれらの除外の手続きが必要となります。一定の期間を要しますので農地転用を予定される場合はお早めにご相談ください。

【問い合わせ】農地転用について…農業委員会事務局　☎85-6128
地域計画、農業振興地域整備計画について…農政課農業振興係　☎85-6107